いばらきみどり認定の申請を支援しました

令和6年2月14日(水)、15日(木)、16日(金)、JAなめがたしおさい波崎支店にて、JAなめがたしおさい波崎青販部会のピーマン生産者230名に対し、いばらきみどり認定の申請を支援しました。

まず、鹿行農林事務所農業振興課と普及センターより、いばらきみどり認定(以下、「みどり認定」)の概要(事業内容や導入メリット等)の説明をしました。

みどり認定は、エコファーマーに代わる新たな制度であり、環境負荷低減に取り組む 5年間の事業計画を作成することで、県知事の認定を受けることができます。

みどり認定をうけると、①対象機器に限られるが設備投資の際の所得税・法人税が優遇される②さまざまな国庫補助金の採択が優遇される③日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付を受けることができる。といったメリットがあり、環境にやさしい農業に取り組む生産者の取組を支援する制度となっています。

今回は、申請書類の項目ごとに作成支援にあたりました。申請書類を作成する上で、 生産者一人ひとりの経営状況が異なるため、その都度、生産者からの質問にお答えしな がら支援にあたりました。

普及センターでは今後も、生産者の経営に役立つ事業を周知するとともに、環境負荷 低減に取り組む生産者を支援していきます。

鉾田普及センター

